



視察研修の様子（株式会社イーキウイの農園にて）

会長あいさつ



会長 加藤 茂

農業委員の任期満了に伴い、令和5年7月24日に行われた第1回臨時総会において、委員の皆さまからの推挙を賜り、引き続き会長職を担うこととなりました。大変光栄に存じますとともに、改めてその重責を感じているところでございます。

近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の拡大、米価低迷、原油価格の高騰による燃料費や肥料・資材の価

格上昇など、大変厳しい状況となっております。

このような中、当委員会としましては、地域計画への積極的な関与による農地集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止、さらには新規就農の促進など、農業委員会の大きな目的である「農地利用の最適化」を目指すため、農業委員と農地利用最適化推進委員が互いに連携しながら、様々な課題に取り組んでまいりますので、引き続き地域の皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《この号の主な内容》

- 会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 農業委員・農地利用最適化推進委員紹介・・・ P2～3
- 相続登記はお済ですか？・・・・・・・・・・・・ P4
- 令和6年度総会等日程・・・・・・・・・・・・ P4
- 賃借料情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

農業委員・農地利用最適化推進委員紹介



任期満了に伴い、令和5年7月24日に農業委員24人と農地利用最適化推進委員30人が新たに選任されました。各委員は、農地利用の最適化を図るために活動する各地区の農家の代表です。農業をするうえでのお困りごとや、農地利用のことでお悩みがあれば、お気軽にご相談ください。

農業委員（24名） ※氏名、地区



越智 一志
飯岡



明比 典正



徳増 靖記
大町



一色 達夫



白木 あゆみ
玉津



藤田 孝明
神拝



近藤 明弘
神戸



会長
加藤 茂
禎瑞



長谷川 孝師
氷見



篠森 均
周布



眞鍋 覚
吉井



武方 謙一
多賀



鈴木 伸二
吉岡



武田 弘文
楠河



武田 喜義
庄内



曾我部 英樹
丹原



武田 安博
徳田



山内 ふさえ
田野



徳永 耕治



宇佐美 好正
田野



余吾 秀利
中川



岡田 貴洋



会長職務代理者
眞鍋 美鈴
小松



宇野 嘉秀
石根

農地利用最適化推進委員(30名) ※氏名、地区



寺田 昌直
飯岡



一色 信之
市之川



加藤 武司
玉津



高橋 滝雄
西条



伊藤 龍二
神戸



伊藤 正夫
加茂



日野 哲也
橘



宮武 恭宏
禎瑞



岡本 省三
氷見



安藤 英利
大保木



近藤 仁志
周布



眞田 克彦
吉井



平木 克彦
多賀



中川 英隆
壬生川



武田 義臣
国安



山田 好一
吉岡



垂水 久明
三芳



楠窪 和彦
庄内



菅 辰郎
庄内



高木 秀昭
丹原



高橋 寿夫
徳田



佐山 林吉
黒河



黒河 祐二
田野



渡部 靖
中川



佐伯 保親
中川



佐伯 静雄
桜樹



玉井 隆志
桑原



桑原 俊樹
小松



小倉 謙治
日野



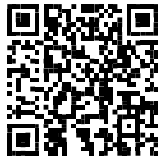
日野 貴文
石根

相続登記はお済ですか？

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。相続（遺言も含まれます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



農地を相続したら届出が必要です！

相続により農地の権利（所有権、賃借権等）を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。

届出は、相続を知ったときからおおむね10か月以内となっていますので、早めに手続きしましょう。

相続の未登記による耕作放棄地が増加しています。

雑草等の発生により周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼしますので、適正な管理をお願いします。

—お問合せ先—

農業委員会事務局 TEL 0897-52-1262

令和6年度総会等日程

申請締切日	総会日程
3月15日（金）	4月5日（金）
4月15日（月）	5月7日（火）
5月15日（水）	6月5日（水）
6月14日（金）	7月5日（金）
7月12日（金）	8月5日（月）
8月15日（木）	9月5日（木）
9月13日（金）	10月7日（月）
10月15日（火）	11月5日（火）
11月1日（金）	11月25日（月）
12月13日（金）	1月6日（月）
1月15日（水）	2月5日（水）
2月14日（金）	3月5日（水）

締切日は原則として毎月15日（土日祝日の場合は前日）となります。

賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。この賃借料情報はあくまで目安です。貸し手と借り手が十分に話し合い、お互いが納得できる額で設定してください。

区分	締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
田 （水稲）	西条地区	9,300円	16,500円	3,000円	762筆
	東予地区	7,200円	12,200円	2,400円	661筆
	丹原地区	7,800円	12,200円	2,600円	664筆
	小松地区	12,700円	15,000円	5,000円	226筆
	（参考）西条市平均	8,600円	—	—	2,313筆
普通畑	西条市全域	11,500円	23,900円	6,500円	91筆
樹園地	西条市全域	8,100円	12,200円	4,600円	11筆

〔参考〕令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された貸借における使用貸借（無償）の割合は、27.5%（1,022筆）です。

農業の経営と暮らしに役立つ 情報をお届けします

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 月700円（送料、消費税込）
- 購読の申込みは農業委員会事務局へ



終身年金の農業者年金に加入しませんか

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

《加入資格》

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- 20歳以上65歳未満（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）

《保険料》

月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象者とならない方は月額1万円）から6万7千円（千円単位で選択することができ、加入後いつでも保険料の見直しが可能）

—お問合せ先—

農業委員会事務局（西部分室） TEL 0898-64-3275



詳しくは
農業者年金基金
ホームページを
ご覧ください。

発行者 西条市農業委員会 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 TEL 0897-52-1262

農地の売買・貸借などに関するお問合せは、農業委員・農地利用最適化推進委員または事務局までご相談ください。